

VoiSonaボイスライブラリ登録サービス利用規約

第1条 定義

本規約において、下記の用語は、それぞれ次の各号の規定のとりの意義を有するものとします。

- (1) 「当社」とは、株式会社テクノスピーチを意味します。
- (2) 「本規約」とは、「VoiSonaボイスライブラリ登録サービス利用規約」を意味します。
- (3) 「本サービス」とは、当社が提供するボイスライブラリ登録サービスを意味します。
- (4) 「お客様」とは、本規約を承諾の上、当社所定の手続に従い本サービスの利用を申し込み、当社がその申込みを承諾した法人を意味します。
- (5) 「本契約」とは、第4条の規定に基づき当社とお客様との間で成立する本サービスの利用に関する契約を意味します。
- (6) 「VoiSona」とは、当社が提供する「VoiSona」という名称のソフトウェア又はサービス（更新版、バージョンアップ版、修正版を含みます。）を意味します。
- (7) 「ボイスライブラリ」とは、VoiSona上で合成音声波形を生成するための統計モデル情報及び関連パラメータを意味します。
- (8) 「登録ボイスライブラリ」とは、本サービスの利用によりVoiSonaのコンテンツとして登録された、お客様が権利を有するボイスライブラリを意味します。
- (9) 「合成音声」とは、VoiSona上で登録ボイスライブラリを利用することにより生成される、合成音声波形を含むあらゆるオーディオ出力を意味します。
- (10) 「ユーザー」とは、当社がVoiSonaの利用に関し別途定める「VoiSona利用規約」第4条の規定に基づきユーザー登録をした個人又は法人を意味します。

第2条 本規約の適用

- 1 本規約は、当社が提供する本サービスの利用に関して適用するものとします。
- 2 本規約は、当社と、お客様との間の、本サービスの利用に関する契約関係を定めるものです。
- 3 お客様は、当社所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込んだ時点で、本規約の適用を受け、これを遵守することに承諾したものとみなされます。

第3条 本規約の変更

- 1 当社は、次の各号の場合に、本規約の変更又は追加をすることができます。
 - (1) 規定の変更又は追加が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 規定の変更又は追加が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による規定の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日を定め、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示する等当社所定の方法で通知します。
- 3 当社が本規約を変更又は追加した場合、本サービスに関する一切の事項は、変更後の規約によるものとします。

第4条 契約の成立

本サービスの利用に関する契約（以下、「本契約」といいます。）は、当社所定の手続きに従って契約書（以下、「契約書」といいます。）が締結された時点で、当社とお客様との間で成立します。

第5条 本サービスの内容

- 1 当社は、お客様に対して、お客様が権利を有するボイスライブラリをVoiSonaのコンテンツとして登録し、登録ボイスライブラリをユーザーに利用させることによって得られたボイスライブラリ登録期間中の収益の一部をロイヤリティとしてお客様に還元するサービスを提供します。
- 2 ボイスライブラリの登録
 - (1) 当社は、お客様が権利を有するボイスライブラリをVoiSonaのコンテンツとして登録します。
 - (2) 登録ボイスライブラリの販売価格は、当社とお客様との間で別途定めるものとします。
 - (3) 当社は、ユーザーに対するプロモーションの一環として、次の①～③に定める場合に、前号の登録ボイスライブラリの販売価格を引き下げ、又は無償とすることができるものとします。ただし、①及び③の場合、当社は、お客様の承諾を得ずに行うことができるものとします。
 - ① 当社が任意に設定する時期及び割引率で、販売価格を割り引くこと（以下、「全体セール」といいます。）
 - ② 当社とお客様とで協議し設定した時期及び割引率で、販売価格を割り引くこと（以下、「個別セール」といいます。）
 - ③ 当社が任意に設定する時期に、無料体験期間を設定すること（1ユーザーにつき累計1回のみ、最大で1カ月間とします。）
 - (4) 当社は、VoiSonaの更新、バージョンアップ、修正があった場合、登録ボイスライブラリを改変、複製、又は翻案その他の利用によって、最新のVoiSonaで登録ボイスライブラリが利用できるようにします。
- 3 ロイヤリティの還元
 - (1) 当社は、ボイスライブラリ登録期間中に、登録ボイスライブラリをユーザーに利用させることによって得られた収益の一部を、お客様に対してロイヤリティとして還元します。
 - (2) ロイヤリティは、契約書記載の算定方法により算出された金額とします。
 - (3) 当社が、ユーザーに対し全体セール、個別セールを行った場合、又は無料体験期間を設定した場合のロイヤリティの取扱いについては、次のとおりとします。
 - ① 全体セール
契約書記載の算定方法により算出された金額を、ロイヤリティとして還元します。
 - ② 個別セール
契約書記載の算定方法により算出された金額から、同金額に個別セールで設定された割引率を乗じた金額を差し引いた金額を、ロイヤリティとして還元します。
 - ③ 無料体験期間の設定
無料体験期間として設定された期間においては、ロイヤリティを還元しません。
 - (4) 当社は、ロイヤリティを四半期ごとに計算した金額を、当該四半期終了月の翌月20日までに、当社の定める方法によりお客様に報告します。
 - (5) 当社は、お客様に対し、当該四半期終了月の翌月末日までにお客様の指定の銀行口座に振り込

む方法により、ロイヤリティを支払うものとします。なお、振込手数料は、当社の負担とします。

- (6) 当社は、ボイスライブラリ登録期間中であっても、ユーザーが登録ボイスライブラリに課金せず、登録ボイスライブラリにかかる収益が発生しない場合には、お客様に対してロイヤリティを還元する義務を負いません。

4 ボイスガイドライン

- (1) 当社は、ユーザーの登録ボイスライブラリの利用（合成音声の利用も含みます。以下、本項において同様です。）の条件について、「VoiSona利用規約」に定めます。
- (2) お客様は、登録ボイスライブラリの利用の条件について、「VoiSona利用規約」に矛盾抵触しない範囲でボイスガイドラインを定めることができます。
- (3) 当社は、お客様が定めたボイスガイドラインを、「VoiSona利用規約」とともに、ユーザーが遵守すべき規約としてユーザーに表示するものとします。
- (4) お客様がボイスガイドラインを定めない場合、登録ボイスライブラリの利用条件は、本規約に定めるところによります。
- (5) お客様が定めたボイスガイドラインの規定と「VoiSona利用規約」の規定との間に矛盾抵触がある場合、「VoiSona利用規約」の規定が優先するものとし、お客様が定めたボイスガイドラインの規定は、「VoiSona利用規約」の規定に矛盾抵触しない限度において有効とします。

5 商用利用ガイドライン

- (1) 第7条の定めにかかわらず、お客様は、ユーザーに対して、ユーザーが合成音声を商用利用する上で、別途お客様からの許諾を要する旨及び当該許諾の対価としてユーザーがお客様に対して商用利用許諾料を支払う旨等を定めた商用利用ガイドラインを定めることができます。
- (2) 商用利用ガイドラインに合成音声の利用許諾の対価としてユーザーがお客様に対して商用利用許諾料を支払う旨を定める場合において、お客様及び当社は、商用利用許諾料の分配金額（分配率）、分配時期、分配方法等について、事前に協議するものとします。

第6条 登録期間及び本契約期間

- 1 本サービスによるボイスライブラリの登録期間は、ボイスライブラリ登録の日から3年間とします。
- 2 前項の期間中、お客様は、本契約の解約をすることができません。
- 3 第1項に定める登録期間が満了する1か月前までに、当社又はお客様のいずれからも書面による異議がなされなかったときは、期間満了日の翌日から起算して、同一の条件にて更新され、以後も同様とします。
- 4 本契約の契約期間は、本契約締結日からボイスライブラリ登録期間が満了するまでとします。

第7条 利用許諾

お客様は、本サービスの利用に関し、当社に対し、次の各号の事項を許諾します。

- (1) 当社が、登録ボイスライブラリをVoiSonaのコンテンツとして利用すること
- (2) 当社が、ユーザーに対して、登録ボイスライブラリをVoiSonaのコンテンツとして利用することを許諾すること

- (3) 当社又はユーザーが、合成音声を利用すること
- (4) 当社が、最新のVoiSonaで利用できるようにする目的で、登録ボイスライブラリを改変、複製、又は翻案その他の利用ができること

第8条 再委託

当社は、本サービスの提供にかかる全部又は一部の業務を、第三者に再委託できるものとします。

第9条 保証

- 1 お客様は、登録ボイスライブラリについて、お客様が著作権・著作隣接権等の知的財産権その他一切の権利を有し、当社又はユーザーの登録ボイスライブラリ及び合成音声の利用が、第三者の著作権・著作隣接権等の知的財産権その他の一切の権利を侵害していないことを保証します。
- 2 お客様は、第8条に規定する利用許諾に関する正当な権限を有していることを保証します。
- 3 お客様は、当社又はユーザーの登録ボイスライブラリ及び合成音声の利用が、「VoiSona利用規約」及びボイスガイドラインの規定に従っている限り、当社又はユーザーに対して著作者人格権その他の権利を行使しないものとします。

第10条 解除

- 1 当社及びお客様は、相手方が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方に何らの通知、催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除できます。
 - (1) 自己振出しの手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、本契約に関する仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - (4) 解散又は事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5) その他財産状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当の事由があるとき
 - (6) その他本契約に関して重大な違反が認められるとき
- 2 当社は、お客様に対し、当社が前項各号に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかった場合にお客様が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。

第11条 免責

- 1 当社は、本サービスの提供に関してお客様に損害を与えた場合、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社に故意又は重過失がある場合に限り、当該損害を賠償する責任を負うものとします。当社は、お客様に対して支払った直近四半期のロイヤリティの金額を上限として、お客様に現実かつ直接に発生した通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除きます。）に限り賠償するものとします。
- 2 当社は、天災地変、戦争、内乱、疫病、法令の改廃制定、公権力による命令処分、その他の争議行為、輸送機関の事故、その他不可抗力により、本契約上の義務の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能を生じた場合は、かかる不可抗力によって生じたお客様の損害について一切の責任を負わないものとします。

第12条 事例の公開

当社は、お客様の承諾を得て、VoiSonaのプロモーション又は本サービスの利用事例紹介として、お客様の氏名又は名称、ロゴマーク、商標、アーティスト又はキャラクターの名称、ロゴマーク、画像等を無償で公開できるものとします。

第13条 秘密保持

- 1 当社及びお客様は、本サービスの利用上知りえた相手方の技術上、営業上その他業務上の機密情報及び本契約の内容（以下、総称して「秘密情報」といいます。）を厳に秘密に取り扱うものとし、当社の再委託先への開示を除き、相手方の書面による承諾がない限り、第三者に開示又は漏えいしないものとします。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報にあたらぬものとします。
 - (1) 既に公知のもの又は自己の責めに帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 相手方より提供を受けた時点で既に保有しているもの
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 秘密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

第14条 反社会的勢力の排除

- 1 当社及びお客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社及びお客様は、相手方が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
 - 4 当社及びお客様は、前項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第15条 存続条項

本契約が終了した場合でも、第7条第(3)号、第9条、第10条第2項、第11条、第13条、本条ないし第18条の規定は、有効に存続するものとします。

第16条 地位の譲渡等

お客様は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務について、第三者に譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることができないものとします。

第17条 管轄及び準拠法

- 1 本契約により生ずる紛争について、名古屋地方裁判所のみを第一審の専属的管轄裁判所とします。
- 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

第18条 協議

当社及びお客様は、本規約に定めのない事項又は本規約の定めに関して疑義が生じた場合は、信義誠実の原則及び法律の定めに従い協議し、円満解決を図るものとします。

附則

2024年6月20日 改定

2022年9月1日 制定